
藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業
募集要項等に関する質問への回答（第1回）

2017年(平成29年)5月
藤 沢 市



1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1-1	4	第2章	8	(1)	イ (ウ)	「北部環境事業所内（管理棟）に熱エネルギー（温水）を供給すること」と記載されていますが、供給する熱量、取合点等をご教示願います。	No. 2-95の回答を参照してください。
1-2	8	第3章	2	(1) (3)	ウ	本施設のプラント設備の設計・建設を行う者と、建築物の建設を行う者が同一企業の場合、「(1) ウ、(3) ウの監理技術者資格証を有する者」は、兼務可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。それぞれの資格を有する者であれば兼務可能です。
1-3	8	第3章	2	(2)	本施設の建築物の設計を行う者の要件	参加者の構成等として、『P.7 第3章.1. (2)』に「設計・建設業務において、…特定共同企業体の代表者以外の企業は出資については任意とします」と記載があります。 協力企業（市と建設工事請負契約を締結しない者や特定共同企業体の代表者以外の企業で出資しない者）が本業務を行う場合、「本業務を行う構成員のうち、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」を、「本業務を行う協力企業のうち、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」と読み替えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載とおり、構成員のうち、少なくとも1社です。
1-4	8	第3章	2	(3)	本施設の建築物の建設を行う者の要件	参加者の構成等として、『P.7 第3章.1. (2)』に「設計・建設業務において、…特定共同企業体の代表者以外の企業は出資については任意とします」と記載があります。 協力企業（市と建設工事請負契約を締結しない者や特定共同企業体の代表者以外の企業で出資しない者）が本業務を行う場合、「本業務を行う構成員のうち、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」を、「本業務を行う協力企業のうち、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」と読み替えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載とおり、構成員のうち、少なくとも1社です。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1-5	10	第3章	5	(1)	運営事業者の設立に関する要件	「優先交渉権者又は次点交渉権者は、仮契約締結までに、本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的とした運営事業者を設立すること。」と記載されていますが、次点交渉権者は、市と優先交渉権者との契約不締結が確定した後に、速やかにSPC設立することと変更していただけないでしょうか。	次点交渉権者は、市と優先交渉権者との契約不締結であった場合のみ、契約交渉権を得ます。「仮契約締結までに」とあり、契約交渉が見込まれない段階でのSPC設立は求めています。
1-6	12	第4章	1	(2)	—	「藤沢市北部環境事業所新2号炉整備・運営事業 診査委員会」とありますが、審査委員会のメンバーは公表されるのでしょうか。	審査講評公表時に合わせて公表します。
1-7	14	第4章	2	(7)	契約保証金	契約保証金の記載がありますが、詳細については、建設工事請負契約書及び運営P3・維持管理業務委託契約書P2の（契約保証金）に記載の内容と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-8	21	第6章	3		応募書類	事業提案書についてかなりの厚さになる場合は分冊でも可と解釈してよろしいでしょうか。	分冊を可とします。
1-9	22	第6章	3	(5)	b. 主要施設（機器）設計計算書 (n) 騒音、振動計算書（敷地境界）	敷地境界の騒音、振動計算を行う上で、現状の北部環境事業所の東西南北の敷地境界における騒音値、振動値（1号炉運転時、休炉時、昼夜の定期的な複数回の測定）をご提示願います。	要求水準書の添付資料26として追加します。
1-10	22	第6章	3	(5)	イ 設計基本数値	『（ア）新2号炉関連 b 主要設備（機器）設計計算書（q）負圧集じん器（解体工事）』とは、既設2号炉解体工事に用いる集じん器の容量計算を求められていると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-11	22	第6章	3	(5)	ウ 図面	『（カ）建築一般図（各階平面図）』は、『（ウ）各階機器配置図』と兼用可能な図面は兼用してよろしいでしょうか。	「（カ）建築一般図（各階平面図）」と「（ウ）各階機器配置図」は兼用しても構いません。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1-12	24	第7章	4	—	事業提案書	提案図書概要版については、提案図書に添付する形でよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-13	25	第7章	5	(3)	施設計画に係る提案概要	施設計画に係る提案概要について、「パース図・建築面積、延床面積、その他の施設諸元・提案コンセプト・施設計画の特徴」のすべてを2ページにまとめるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-14	25	第7章	5	—	提案概要の書式	A4 版・縦・横書き・1 枚（両面印刷で2 ページ以内）のご指定ですが、様式自体の指定は無く、前記以外は自由フォーマットと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-15	34	別紙3	2	(2)	ア 本項目に係る運営・維持管理業受委託料等の算定方法	「変動費の基準となる各支払期の処理量（実績値）」は、ごみ受入量ではなく、ごみクレーン投入時の計量によるものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-16	35～37	別紙3	4	(1)～(4)	光熱水費の算定方法	電力会社、ガス会社の契約メニューにより各単価が異なりますので、現在契約されている光熱水費の各単価をご提示願います。	電気：要求水準書添付資料27として追加します。 ガス：東京ガス一般契約料金単価表 水道：神奈川県水道料金単価表のとおりです。各ホームページで料金表をご確認ください。
1-17	36	別紙3	4	(2)	下水道使用料金	本施設は『要求水準書P.9 第2編 第1章 1.1.3 (3) 排水』等にありますが、生活排水、プラント排水はし尿処理施設に接続しますが、し尿処理施設への送水量に応じて従量料金を算出し、従量料金単価は藤沢市下水道使用料金単価表に基づき精算するものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-18	36	別紙3	4	(3)	ガス使用料金	「ガス使用料金は、…1号炉と管理棟と新2号炉で使用量に応じて案分する」とありますが、1号炉及び管理棟の月ごとの使用量をご提示いただけないでしょうか。	要求水準書の添付資料28として追加します。

1 募集要項に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
1-19	37	別紙3	4	(4)	電力料金	従量料金について、「基本料金以外は、本施設外部からの電力を使用した量に応じて料金を支払う。」とのご指示があり、また、要求水準書P2に「本施設」とは「本事業において設計・建設され、運営・維持管理されるエネルギー回収型 廃棄物処理施設を総称して又は個別にいう。」との記載があります。 新2号炉の発電停止中に1号炉から供給された電力についても、貴市と事業者との精算対象になり、東京電力からの購入電力ではないですが、精算料金単価は東京電力の買電単価に準ずるものとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-20	42	別紙4	リスクの種類	建設段階	工事費増大リスク	要求水準書P.136に「注：煙突基礎図については、既存資料がないため、本表からは除外している。」とありますが、想定を超える内容であった場合などは、「提示条件の不備、変更による工事費の増大」と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料24により旧2号炉の煙突基礎から旧1号炉の数量を見込んでください。同様の地質条件の資料による煙突基礎情報を提示しているため、原則として「提示条件の不備、変更による工事費の増大」には当たりません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-1	5	第1編 第3章	3.2	3.2.2	-	「市が所有する敷地の範囲は「添付資料 現況図」の敷地境界の内側の範囲である。建築確認申請（計画通知）上は、敷地境界範囲内が一敷地である。」とありますが、横須賀水道敷地を借りない場合若しくは工事期間中だけ借りの場合は、敷地境界範囲のうち横須賀水道敷地を除いた部分が建築確認申請（計画通知）上の敷地と解釈してよろしいでしょうか。	工事着手後から運営事業期間において横須賀水道敷地を全面使用することを前提条件としてください。横須賀市からの賃貸料は事業者負担となります。都市計画については、横須賀水道敷地を含んだ要求水準書添付資料1に示す敷地範囲（約15,058m ² ）に変更予定です。 なお、要求水準書に記載の面積は下記のとおりです。 約14,100m ² ：現状の都市計画決定面積（横須賀水道を除くセットバック後の面積（変更予定、CAD計測約14312m ² ）） 約15,058m ² ：要求水準書に示す敷地面積（横須賀水道を含むセットバック後の面積、この面積にて都市計画決定を「藤沢ごみ処理場」としてH30年度に変更予定） 約700m ² ：敷地面積内の横須賀水道敷地面積（CAD計測約747m ² ）
2-2	5	第1編 第3章	3.2	3.2.2	(1)敷地全体面積	「約15,058m ³ 」とありますが、P6 3.2.5 (1)都市計画施設には「約14,100m ² 」とあります。「約14,100m ² 」はどの部分の面積かご教示願います。	No. 2-1の回答を参照してください。
2-3	5	第1編 第3章	3.2	3.2.2	(1)敷地全体面積	今後提出することになる確認申請（計画通知）は約15,058m ² で申請すると解釈してよろしいでしょうか。もしくは、横須賀水道用地を含まない約14,100m ² での申請となるでしょうかご教示願います。	No. 2-1の回答を参照してください。
2-4	6	第1編 第3章	3.2	3.2.5	(1)都市計画施設	都市計画面積は、約14,100m ² に変更予定すると解釈してよろしいでしょうか。もしくは約15,058m ² に変更予定となるのでしょうかご教示願います。	No. 2-1の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-5	6	第1編 第3章	3.2	3.2.5	(1)都市計画施設	仮に横須賀水道用地を含まない約14,100m ² に変更予定の場合は、横須賀水道用地をごみ搬入車両の通路に利用した場合でも、「藤沢市汚物処理場として都市計画決定済み」に影響は無いものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-1の回答を参照してください。
2-6	6	第1編 第3章	3.2	3.2.6	(1)雨水貯留基準	「藤沢市雨水貯留施設及び雨水浸透施設設計基準」では工事面積ではなく事業区域面積に応じ貯留基準が定められています。ご指定の面積7,853m ³ は1号炉及びし尿処理施設エリアは含まないものですが、雨水貯留量をご指定通り472t設けるものとし、1号炉及びし尿処理施設エリアの雨水貯留は考慮しないと解釈してよろしいでしょうか。	確認の結果、特定開発事業に該当するため、雨水貯留基準を1000m ² につき100 t以上に訂正します。本事業では工事範囲内に対して786 tの容量を確保してください。なお、工事範囲外の雨水貯留は考慮の必要はありません。
2-7	6	第1編 第3章	3.2	3.2.6	(1)雨水貯留基準	「藤沢市雨水貯留施設及び雨水浸透施設設計基準」のP.2には、「国又は地方公共団体が行う特定開発事業等では、1000m ² につき100 t以上」との記載がありますが、これには該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-6の回答を参照してください。
2-8	6	第1編 第3章	3.2	3.2.6	(1)雨水貯留基準	工事面積7,852m ² に対して、「雨水貯留基準472t」とありますが、横須賀水道の借用しない場合は、工事面積7,852m ² から横須賀水道の面積約700m ² を減じた7,152m ² に対しての雨水貯留基準の429tとなると解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-1及びNo. 2-6の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-9	8	第2編 第1章	1.1	1.1.2	(1)設計・建設を行う 施設 ウ びん選別ストックヤ ード棟 (添付資料参照)	びん選別ストックヤード棟について、「添付資料01」、「添付資料23」及び「p108 表2-20 びん選別ストックヤード【350】」の記載内容から、びん選別ストックヤード棟は屋根が必要な面積が350m ² であり、その内訳は容器詰め替え場所、ビン容器置場及び職員詰め所であると解釈してよろしいでしょうか。 (添付資料23 A4版にはビン容器置き場の項目に350m ² と記載がありますが、誤記と推察します)。	びん選別ストックヤード棟の条件は、以下のとおりとします。 ①2 tパッカー車4 台同時にコンテナ容器を下ろせること。 ②ビン容器置場350m ² は、120m ² 以上に訂正します。 ③ビン容器置場120m ² には、屋根を設置すること。 ④作業者控室は近隣別箇所設置可とする。 びん選別ストックヤード棟での作業内容は、収集車が下ろしたビンが満載なコンテナを別の容器に7分目に均等分けする作業を行い、その容器をビン容器置場からリサイクルプラザに搬出します。 なお、作業は市の所掌で実施します。
2-10	8	第2編 第1章	1.1	1.1.2	(1)設計・建設を行う 施設 ウ びん選別ストックヤ ード棟 (添付資料参照)	添付資料23 A4版 ●ビン容器置き場に「腰壁」とありますが、腰壁の高さは2m程度と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-11	8	第2編 第1章	1.1	1.1.2	(1)設計・建設を行う 施設 ウ びん選別ストックヤ ード棟 (添付資料参照)	びん選別ストックヤード棟（職員詰所含む）の設計、施工のみ事業者で行い、記載されているローラー台や階段等は貴市所掌と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書添付23に示す設備等は全て事業者所掌となります。
2-12	8	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(1)電気	特高圧ケーブルの市道湘南台320号線の地中埋設工事は、各監督官庁の許認可申請及び許可を得れば、開削での工事は可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-13	8	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(2)用水	緊急用プラント用水に井水を使用する場合、既設の井戸の地下部分（掘削孔及びケーシング）は再利用してよろしいでしょうか。	要求水準書添付資料3に示す井戸については、既設井戸が邪魔にならない場合で、かつ地下部分が事業者にて再利用可能と判断した場合には、再利用可とするが、井戸機能が将来的に低下（自然水位低下の場合除く）し、機能を満たすことができなくなった場合には、運営事業者の負担で能力回復または代替措置を講ずる必要があります。
2-14	8	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(2)用水	上水の取り合い点よりの引き込みは地上配管も可能と解釈してよろしいでしょうか。仮に埋設配管指定の場合は、ルート計画を行なうための、既存施設の関連図面をご提示願います。	埋設配管としてください。なお、既存の埋設配管ルートは要求水準書添付資料3を参照してください。
2-15	8	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(2)用水	「上水は、管径 80A が敷地内まで敷設されている」とありますが、新2号炉の専用と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-16	8	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(1) 電気	「既設屋外開閉所から新2号炉に設置する特高受変電所まで地中埋設にて特高ケーブル及び電線管を新設する」とありますが、添付資料12の新2号炉完成時配線経路では、都市ガス引込点付近を通す配管ルートとなりますので、都市ガスの配管ルート（ガス会社側）が確認できる詳細図をご提示願います。	要求水準書添付資料29として追加します。
2-17	8	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(1) 電気	「既存屋外開閉所から管理棟受変電所までの既設特高ケーブルは撤去する」とありますが、不要な電線管、マンホールは残置としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-18	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(2)用水	「井水を使用する場合は、新規の井戸の設置を行うものとする」とありますが、井水を使用しない場合は新規の井戸の設置は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、緊急用のバックアップ水源を確保してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-19	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(3)排水	生活排水及びプラント排水の既存施設への接続に関し、現地見学会で既存2号炉プラントホーム西側外壁より、し尿処理受入棟西側外壁までは、既存2号施設排水関連の配管が埋設されているような状況が見られました。 新2号炉排水ルート計画にあたり、上記埋設管の図面をご教示願います。	既存の埋設配管ルートは要求水準書添付資料3を参照してください。
2-20	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(3)排水 添付資料3	生活排水及びプラント排水の接続に関し、添付資料3に明示されているルート案は地上配管も可能と解釈してよろしいでしょうか。	既存配管ラックに不足等なく、公共建築工事標準仕様書等に適合するものであれば、提案を可とします。
2-21	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(3)排水 添付資料3	生活排水及びプラント排水の接続で新2号炉排水配管計画に際し、既存配管ラック（受入棟屋根部分を含む）は利用可能と解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-20の回答を参照してください。
2-22	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(3)排水 添付資料3	生活排水の接続位置は、添付資料3表示位置ではなく、受入棟東側外壁に面する室内（現地見学会時の御説明位置）と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-23	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(3)排水 添付資料3	プラント排水の接続位置は、添付資料3表示位置ではなく、処理棟東側外壁に面する室内（添付資料3で沈殿池と表示されている、現地見学会時の御説明位置）と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-24	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(4)電話・通信	「管理棟及び1号炉の設備とはLAN若しくはWANを敷設し・・・」とありますが、配線に必要な本数にご指定がありましたらご教示願います。	特段の指定はありません。実施設計時に協議によるものとします。
2-25	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(4)電話・通信	「・・・LAN若しくはWANを敷設し連携を図る。」とありますが、連携を行う内容、既存施設の必要な改造内容をご教示願います。	LAN等で2号炉運転、搬入出車計量、1号炉運転の各データを管理棟で集計できるシステムを構築してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-26	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(5)燃料 添付資料3	都市ガスの引き込み位置は添付資料3に明示された位置（敷地北西）で、東京ガスガバナ施設のみが移設予定との解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-27	9	第2編 第1章	1.1	1.1.3	(5)燃料	「都市ガス」とありますが、本事業者との取合点でのガス圧力（高圧、中圧等）をご教示願います。	中圧となります。
2-28	9	第2編 第1章	1.1	1.1.4	(2)	「既設の改造に伴う費用」とありますが、貴市ご指定の内容は本要求水準書に記載されており、その他は事業者側が必要とするものを示すと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書未記載でも関係官庁等への手続きに伴い指示を受けた場合の改造も含まれます。
2-29	9	第2編 第1章	1.1	1.1.4	イ (5) 建設用地における 本施設の配置	横須賀水道用地に関し、運営期間での借地は必須のお考えでしょうか。もしくは、工事期間中のみ借地（運営期間は借地を行なわない）という考えも可能でしょうか。	No. 2-1の回答を参照してください。
2-30	9	第2編 第1章	1.1	1.1.4	イ (5) 建設用地における 本施設の配置	横須賀水道用地内の埋設水道配管に関し、土かぶり、本数、材質、管厚（管材の厚み）をご教示願います。	要求水準書添付資料30として追加します。
2-31	9	第2編 第1章	1.1	1.1.4	イ (5) 建設用地における 本施設の配置	工事中仮設用地として、横須賀水道用地の貸与が可能とのことですが、借用期間や借用面積については一時的に一部の必要スペースのみを借用することは可能でしょうか。	No. 2-1の回答を参照してください。
2-32	9	第2編 第1章	1.1	1.1.4	イ (5) 建設用地における 本施設の配置	工事中仮設用地として、横須賀水道用地の貸与が可能とのことですが、建設工事期間及び運営・維持管理期間に直接地盤を傷めない置き基礎工法等を用いた仮設工事事務所を設置することは可能でしょうか。	事前の横須賀市との協議により、車両動線及び駐車場としてのみ利用以外には認められません。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-33	10	第2編 第1章	1.1	1.1.4	(5) エ 関連設備の整備等	電波障害対応の工事が必要となった場合の費用は貴市負担と解釈してよろしいでしょうか。	事前調査も含めて事業者負担で行ってください。
2-34	10	第2編 第1章	1.1	1.1.4	(5) シ 建物内備品	貴市にて使用予定の室（計量事務室、びん選別ストックヤード待機室）の備品は別途と解釈してよろしいでしょうか。もし運営事業者所掌の場合、数量等をご教示願います。	業務に必要なパソコンデスク、椅子、書棚、カーテン等の什器については、事業者所掌とします。詳細は実施設計時の協議によるものとします。
2-35	12	第2編 第1章	1.2	1.2.4	計画ごみ質	計画ごみ質は、し尿汚泥、破碎残渣等を見込んだ数値と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-36	12	第2編 第1章	1.2	1.2.4	計画ごみ質	計画ごみ質の種類組成、可燃物中の元素組成について、低質ごみ、高質ごみについては事業者にて提案と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-37	13	第2編 第1章	1.2	1.2.6	-	「市が事前に指示する場合は、…年末年始の繁忙期等及び藤沢市事業実施時の搬入を行うものとする」とありますが、この「藤沢市事業」の詳細につきまして、ご提示願います。	藤沢市事業は、年3回程度、土曜もしくは日曜日に実施される一日清掃、海岸ごみ清掃等のイベント事業を指します。
2-38	13	第2編 第1章	1.2	1.2.6	(1)～(4)	(1)～(4)に記載されている各時間帯につきまして、昼休憩時間はあるものと解釈してよろしいでしょうか（例えば、12：00～13：00等）。	12：00～13：00は、基本的に計量の休憩時間となりますが、繁忙期等で臨時的に市直営者のみ昼計量する場合があります。この場合は市と連携し、プラットホーム誘導等で協力してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-39	13	第2編 第1章	1.2	1.2.7	計量手続き、荷下ろし 作業	(1) イにおいて、「北部環境事業所においても多量搬入車両等の受付をする。」との記載がありますが、ここでいう多量搬入車両とは、リサイクルプラザ藤沢における市民受付場所で計量することが不可能な車両を指すとの解釈でよろしいでしょうか。	リサイクルプラザ藤沢での計量が不可能ではなく、市民による多量持ち込みの車両を指します。多量搬入車両は受入れ作業の安全性、効率性を勘案し、北部環境事業所で受付するものです。
2-40	13	第2編 第1章	1.2	1.2.7	計量手続き、荷下ろし 作業	「リサイクルプラザで受け付けた…運営事業者の業務範囲とする。」との記載がありますが、リサイクルプラザで受け付けた市民持ち込み可燃ごみの運搬のみが運営事業者の業務範囲であり、当該ごみの確認、保管、運営事業者の運搬車両への積み込みは、運営事業者の業務範囲外との解釈でよろしいでしょうか（第3編 運営・維持管理業務 第3章 運転管理業務 3.4 搬入管理 (7) も同様の解釈でよろしいでしょうか。）。	お見込みのとおりです。
2-41	14	第2編 第1章	1.2	1.2.8	搬出入車両の最大仕様	要求水準書P.8びん選別ストックヤード棟及び添付資料23に記載のあります、びん荷おろし搬入車両は4tパッカー車と解釈してよろしいでしょうか。	No.2-9の回答を参照してください。
2-42	15	第2編 第1章	1.2	1.2.13	表2-7 エネルギー回収型廃棄物処理施設の使用概要	余熱利用設備の項に「発電、場内給湯等」とありますが、「場内給湯」とは「本施設内の給湯」と解釈してよろしいでしょうか。	場内給湯は、本施設（新2号炉）及び管理棟への給湯を指します。管理棟への給湯は、管理棟2階渡廊下手前天井内の給湯ラインに接続することを想定していますが、接続箇所は実施設計段階で再確認願います。既設配管サイズは20A銅管です。
2-43	16	第2編 第1章	1.2	1.2.14	(3)騒音基準	「本施設及び1号炉が定格負荷運転時に…」とありますが、1号炉が定格負荷運転時の本数値、測定位置、測定時間等をご教示願います。	No.1-9の回答を参照してください。
2-44	17	第2編 第1章	1.2	1.2.14	(3)振動基準	「本施設及び1号炉が定格負荷運転時に…」とありますが、1号炉が定格負荷運転時の本数値、測定位置、測定時間等をご教示願います。	No.1-9の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-45	17	第2編 第1章	1.2	1.2.14	(5)悪臭基準	「本施設及び1号炉が定格負荷運転時に…」とありますが、1号炉が定格負荷運転時の本数値、測定位置、測定時間等をご教示願います。	No. 1-9の回答を参照してください。
2-46	18	第2編 第1章	1.2	1.2.14	(7)作業環境基準	「全炉定格負荷運転時に…」とありますが、全炉とは本事業の新2号炉の1炉分と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その他し尿処理施設等の敷地内の通常運転時とします。
2-47	20	第2編 第1章	1.4	1.4.1	基本設計	「提案書作成担当者の出席を必須とする」とありますが、作成担当者は多数存在します。異動等を考慮し、「提案書作成責任者」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-48	21	第2編 第1章	1.4	1.4.2	実施設計	「必要に応じて提案書作成担当者が出席するもの」とありますが、作成担当者は多数存在します。異動等を考慮し、「提案書作成責任者」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-49	22	第2編 第1章	1.4	1.4.3	(4) キ 品質計画書 コ 品質計画書	「キ 品質計画書」と「コ 品質計画書」は同じものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-50	22	第2編 第1章	1.4	1.4.3	(4)ケ 機器製作図	「機器製作図」とありますが、製作メーカーのノウハウ等が記載されている社外秘の図書であり提出は困難なため、「機器外形図及び機器部分詳細図」と解釈してよろしいでしょうか。	可能な限り機器製作図レベルの詳細な図面を提出するものとします。詳細は実施設計時の協議によるものとします。
2-51	23	第2編 第1章	1.4	1.4.6	安全衛生管理	工事車両の出入りに関して、1日当たりの工事車両台数の制限及び出入りに関して時間制限等がありましたらご教示願います。	台数制限及び時間制限はありませんが、既存施設の運営に影響が無いよう市と協議をしてください。
2-52	23	第2編 第1章	1.4	1.4.6	(4)ウ	「補修要員の着衣は、場内で洗濯、乾燥するものとし・・・」とありますが、補修要員とは運営事業者の運転員及び運営事業者が発注する工事業者のことで解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-53	23	第2編 第1章	1.4	1.4.6	(4) エ	「非管理区域には管理区域を通過せず往来」とありますが、運営事業者のみ使用する非管理区域への往来については、事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-54	23	第2編 第1章	1.4	1.4.8	(1)	「1号炉及びし尿処理設備の定期修繕等」とありますが、本事業の工事範囲外での工事・作業と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-55	23	第2編 第1章	1.4	1.4.9	試運転	指定されている試運転期間120日を上回る場合の燃料費、副資材費、ユーティリティ費（水道料金、電気料金等）、人件費及び使用する機器・車両・備品等の維持に係る費用については、工期短縮による競争力を増すため、別途請求できるものと解釈してよろしいでしょうか。	試運転に係る費用負担は、日数に関わらず1.4.9(1)、(2)となります。
2-56	26	第2編 第1章	1.4	1.4.15	(1) ウ	「CAD電子データ」とありますが、CADデータにつきましては、一部機器図のデータなどが提出できないものもありますので、その場合はPDFデータでの提出でも良いと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-57	27	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(3)	工事用電力及び電話を外部より引き込む場合の取合点を確認する資料『添付資料3 所掌区分図（標準案）』が添付されておりませんので、ご提示願います。	敷地周辺の任意の位置としてください。
2-58	27	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(3)	「引き込む場合の取合点は添付資料3 所掌区分図（標準案）による」とのございますが、添付資料3に電話引き込みに関する記載が有りません。電話引き込み時の取り合い点をご教示願います。	No. 2-57の回答を参照してください。
2-59	28	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(7)	「事業対象地の東側の横須賀水道用地」の借用費用の負担は貴市または事業者のいずれかをご教示願います。	No. 2-1の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-60	28	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(7)	「事業対象地の東側の横須賀水道用地」の借用の可否は事業者にて選択すると解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-1の回答を参照してください。
2-61	28	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(7)	「作業場等（駐車場以外）の場合：月 367 円/m2、駐車場使用の場合：月 495 円/m2」とありますが、車両動線と駐車場の2通りで使用する場合、その用途面積により換算すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-62	28	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(9)	「工事期間中の計量作業に際して、リサイクルプラザ藤沢の計量システム（ソフト）を改造（ごみ種類の追加、帳票の変更等）し、…」とありますが、ごみ種類の追加、帳票の変更等の改造と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-63	30	第2編 第1章	1.6	1.6.3	(9)	「工事期間中の計量作業に際して、リサイクルプラザ藤沢の計量システム（ソフト）を改造（ごみ種類の追加、帳票の変更等）し、…」とありますが、機器の交換、追加等の物理的な工事は伴わない範囲と解釈してよろしいでしょうか。	計量システム（ソフト）の改造には、ジャーナルプリンター、パソコンの追加が必要になります。
2-64	30	第2編 第1章	1.7	1.7.1	(2)性能保証事項 表2-15 焼却灰 熱しゃく減量	保証条件項目の「熱しゃく減量 5%以下」の試料採取条件は「乾灰」と解釈してよろしいでしょうか。P73 3.8.3 灰搬出装置(5)特記事項オに「乾灰でサンプリングができるよう適切な位置にサンプリングロを設ける」と記載がございます。	お見込みのとおりです。
2-65	37	第2編 第1章	1.8	1.8.4	(7) (ア)性能に著しい低下 が認められた場合	正式引渡し後2年以後のろ布劣化による交換は「1.8.2施工に係るかし端担保」ではなく、「P. 150第4章維持管理業務」として点検・管理・交換を行うものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-66	39	第2編 第2章	2.3	2.3.1	(14)	「煙突は、1号炉の建屋一体型煙突内（外筒四角形）の旧2号炉内筒を撤去し、新たに内筒設置」とありますが、既設内筒の径、荷重支持位置及び耐荷重数値をご教示願います。	竣工図及び構造計算書を閲覧しますので、閲覧希望の場合は事務局まで連絡ください。
2-67	39	第2編 第2章	2.3	2.3.1	(14)	「煙突は、1号炉の建屋一体型煙突内（外筒四角形）の旧2号炉内筒を撤去し、新たに内筒設置」とありますが、既設煙突のステージ位置、配置制約が判別できる資料のご提示をお願い致します。	竣工図を閲覧しますので、閲覧希望の場合は事務局まで連絡ください。
2-68	39	第2編 第2章	2.3	2.3.1	(14)	「煙突は、…新2号炉での設置」とありますが、新2号炉で設置する場合、1号炉建屋内の旧2号炉内筒の撤去は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-69	40	第2編 第3章	3.1	3.1.2	(4)	「機器、部品等は、補修、修理時の利便性を考慮し、できるだけ統一を図り互換性を持たせる」とありますが、既設1号炉との統一、互換性についても含まれているかご教示願います。	新2号炉を対象とします。
2-70	41	第2編 第3章	3.1	3.1.3	(2)	「扉を鍵付きとする場合は、・・・既存1号炉も共通」とあります。既存1号炉のキーの仕様をご教示願います。	200番等です。
2-71	41	第2編 第3章	3.1	3.1.4	(5)	「新2号炉は増築になるため、諸官庁協議により既存施設（1号炉）に追加設備が必要となる場合は、本工事で整備する」とありますが、既存施設への遡及が想定される内容をご教示願います。	諸官庁協議によります。現状での想定は防火水槽を想定していますが、これに限るものではありません。
2-72	42	第2編 第3章	3.1	3.1.6	(4)	「プラント設備等は建築の分類と同等のレベルの耐震性を確保する。ただし、これによらない場合には、火力発電所の耐震設計規定（指針）等に準拠する」とありますが、ボイラフレーム等のプラントの架構設計に際しては、火力発電所の耐震設計規定（指針）に準拠するものと解釈してよろしいでしょうか。	プラント架構設計のうち、炉・ボイラ架構及び復水器等の重要設備架構は、架構高さが31mを超えていなくても、建築の保有水平耐力計算結果と比較して耐震安全性を確認してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-73	44	第2編 第3章	3.2	3.2.1	(5) サ	「計量システムは、リサイクルプラザ藤沢及び石名坂環境事業所に設置された計量システムと連携できるシステム」とありますが、連携の具体的な内容をご教示願います。	要求水準書添付資料21を参照してください。なお、現在のシステムは市庁内LANでネットワークされ、車輛マスター登録、計量データを共有化しています。
2-74	49	第2編 第3章	3.2	3.2.8	(5) 特記事項 ウ	「リサイクルプラザ藤沢及び石名坂環境事務所のコンパクタとコンテナの共通化を図るようにする」とありますが、リサイクルプラザ藤沢及び石名坂環境事務所で使用されているコンテナの仕様をご提示願います。	要求水準書添付資料31として追加します。
2-75	49	第2編 第3章	3.2	3.2.8	(5) 特記事項 ウ	「リサイクルプラザ藤沢及び石名坂環境事務所のコンパクタとコンテナの共通化を図るようにする」とありますが、本施設で納入したコンテナが他施設で流用・使用された場合、コンテナの維持管理（補修・更新）は、本事業の所掌外と解釈してよろしいでしょうか。	破損、故障の帰責事由により判断します。
2-76	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(3) ア 処理対象物	「処理対象物 【 】」とありますが、本機器の対象物は貴市より提示いただく項目と解釈いたします。処理対象物をご教示願います。	し尿処理施設から排出される脱水ケーキとなります。
2-77	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(3) イ 能力	「能力 【0.2～0.8】」とありますが、本機器の必要能力は貴市より提示いただく項目と解釈いたします。能力をご教示願います。	特記事項イに示すとおりです。
2-78	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(3) ウ 操作方式	「操作方式 【遠隔手動、現場手動】」とありますが、本機器の操作方式は貴市より提示いただく項目と解釈いたします。操作方式をご教示願います。	遠隔手動及び現場手動ができるようにしてください。
2-79	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(4) イ	脱水ケーキを新2号に導く配管は既設脱水機棟及び既設1号炉工場棟の建屋から支持を行ってもよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、既設1号炉に影響がないよう詳細については受注後に1号炉建設事業者と協議を行うものとします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-80	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(4) イ	「必要能力を確認したうえ更新」とありますが、 処理対象物の含水率及び異物の径をご教示願いま す。	要求水準書添付資料32として追加します。
2-81	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(4) イ	「汚泥供給ポンプについて・・・更新」とありま すが、ポンプ本体の更新のみで宜しいでしょ うか、またはモータを含めた更新でしょうか。後 者の場合、現状のモータ仕様（電圧、容量）をご 教示願います。	モーターを含めた更新とします。なお、現状の モーター仕様は、3φ3W、4P、400V、3.7kWです。
2-82	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(4) イ	「搬入量を計測」とありますが、現地見学時では 現状流量計の設置は見受けられませんでした。本 事業でも流量計の設置は必要でなく本機器の回転 数等で流量換算が可能であればよいと解釈してよ ろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-83	50	第2編 第3章	3.2	3.2.9	(4) 特記事項 イ	工事範囲の記載がありますが、脱水ケーキ搬送装 置の事業者所掌範囲はポンプのみであり、上流側 のホッパや切出し装置については事業者所掌範囲 外と解釈してよろしいでしょうか。	脱水ケーキを新2号炉に搬送するためのポンプ交 換に伴い、設置取り合い等により改修が必要な箇 所については事業者所掌とします。
2-84	50	第2編 第3章	3.2	3.2.10	(4) オ	「1号炉ごみピットまでダクトを接続し、切り替 え可能」とありますが、切り替え方式は事業者提 案と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-85	50	第2編 第3章	3.2	3.2.10	(4) オ	「1号炉ごみピットまでダクトを接続」に関し、 1号炉ごみピット接続位置は現地見学会で確認さ せていただいた1号炉プラットホーム天井付近に あるφ約300mmのダクトと解釈してよろしいで しょうか。もしこの位置でない場合は、位置をご 教示願います。	お見込みのとおりです。
2-86	50	第2編 第3章	3.2	3.2.10	(4) オ	「1号炉ごみピットまでダクトを接続」に関し て、既に設置されております1号炉建屋内の1号炉 ごみピットから1号炉プラットホーム壁までのダ クトを流用可能と解釈してよろしいでしょうか。	流用可能です。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-87	56	第2編 第3章	3.4	3.4.1	(1) 廃熱ボイラ本体 エ 付属品	アキュムレータは、スートブロワでの蒸気使用による発電の変動を抑えるメリットと同時に、放熱の増加による発電量の減少等のデメリットもあります。本施設の施設規模では施設内の消費電力に比べ、発電出力が十分に大きく、スートブロワに起因する発電量変動があっても、低負荷時の電力購入や自立運転時の電力不足の懸念はありません。アキュムレータの設置は事業者の提案とさせていたないでしょうか。	提案を可とします。
2-88	56	第2編 第3章	3.4	3.4.1	(1) 廃熱ボイラー本体 オ 特記事項 (イ)	「ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及びJIS等の規格・基準に適合する」とありますが、発電用ボイラは電気工作物として扱われるため、「ボイラ各部の設計は、電気事業法・発電用火力設備に関する技術基準を定める省令に適合する」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-89	56	第2編 第3章	3.4	3.4.1	(1) オ (ウ)	「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令及び厚生労働省鋼製ボイラ構造規格及びJIS等の規格・基準に適合する。」とありますが、労働安全衛生法の中で、厚生労働省規格の適用範囲が、電気事業法の適用を受けるボイラを除くと記載があります。従いまして、本施設の廃熱ボイラは、電気事業法を適用し設計することと解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-88の回答を参照してください。
2-90	62	第2編 第3章	3.4	3.4.12	(3) カ 原水水質	原水水質の各項目（(ア) pH、(イ) 導電率、(ウ) 総硬度、(エ) 溶解性鉄、総アルカリ度、(カ) 蒸発残留物）は貴市より提示いただく項目と解釈して宜しいでしょうか。原水水質の各項目をご教示願います。	事業者にて想定してください。
2-91	65	第2編 第3章	3.5	3.5.1	(1) オ (キ)	「バグフィルタ交換時のメンテナンススペースを考慮する」とありますが、バグフィルタのろ布交換時のメンテナンススペースを考慮するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-92	66	第2編 第3章	3.5	3.5.2	(5)特記事項 カ	「・・・、配管途中での分岐、連結はしない。」とありますが、閉塞等を考慮した上で、消石灰と活性炭の配管及び薬剤供給装置（プロア）の直列連結、共用等の事業者提案は可と解釈してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
2-93	66	第2編 第3章	3.5	3.5.3	(5)特記事項 オ	「・・・、配管途中での分岐、連結はしない。」とありますが、閉塞等を考慮した上で、消石灰と活性炭の配管及び薬剤供給装置（プロア）の直列連結、共用等の事業者提案は可と解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-92の回答を参照してください。
2-94	68	第2編 第3章	3.6	3.6.3	(1) 形式	給湯用温水設備の仕様については、『P.117 5.4.5給湯設備工事』に記載の通り利便性、経済性、維持管理性を総合的に勘案したうえで電気式給湯器を採用する場合、本設備は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、管理棟への温水供給は行ってください。
2-95	68	第2編 第3章	3.6	3.6.3	(5)特記事項 ア	「新2号炉内の給湯及び管理棟の温水供給ラインに接続する。」とありますが、管理棟の温水供給ラインに接続位置、サイズをご教示願います。	No. 2-42の回答を参照してください。
2-96	80	第2編 第3章	3.7	3.7.8	(5)特記事項 カ	「…クレーン操作員が目視できる…」とありますので、クレーン操作員がITV映像を通して監視できることでもよいと解釈してよろしいでしょうか。	目視できるものであり操作員が操作室から直接確認できるものであり、ITV画像での確認を意味していません。
2-97	71	第2編 第3章	3.7	3.7.6	(5) ク	「耐熱設計温度は 350℃程度」とありますが、p65 集じん装置 オ特記事項に「(ア) 立上立下時を含め、常時通ガスする。」とありますのでろ布の耐熱温度を考慮し、事業者提案で可と解釈してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
2-98	72	第2編 第3章	3.7	3.7.8	(5) ケ	「排水は1号炉…の排水処理設備に導水する」とありますが、取合点は煙突下部で、フランジもしくはバルブにて取合でもよいと解釈してよろしいでしょうか。	1号炉の煙突を流用する場合には、現状と同様にフランジもしくはバルブにて取合うものとします。新2号炉にて煙突を設置する場合は、2号炉の排水処理設備に導水してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-99	79	第2編 第3章	3.10	3.10.1	(8)	雨水排水計画を行うため、現状の敷地雨水排水計画及び計算等がありましたらご提示願います。	提示できる資料はありません。工事範囲内の雨水を雨水貯留施設まで導水できるよう計画してください。
2-100	80	第2編 第3章	3.10	3.10.4	(3) 主要機器 イ 生物処理槽	生物処理槽について、本施設のように有機系排水量の少ない施設においては生物処理水槽を省略した施設(凝集沈殿+砂ろ過設備)が多く、有機成分を含めて安定的に再利用可能な水質に処理できていることから、設置は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	提案を可とします。
2-101	75	第2編 第3章	3.10	3.10.4	(3) 主要機器	「(5)特記事項 ア 排水処理設備の形式及び能力等については、提案とする」とありますので、主要機器の構成は事業者提案によるものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-100の回答を参照してください。
2-102	81	第2編 第3章	3.11	3.11.2	(5) 特記事項 イ	「集じんダストは焼却処理または薬剤処理する。」とありますが、p76に3.8.11 (5)特記事項に「通常時は加湿のみを行うものとする。」とあります。集じんダストの薬剤処理は不要と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。非常時には薬剤処理が可能な計画としてください。
2-103	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	電気設備 共通事項	「既設屋外開閉所より新たに地中埋設（既設ルートの流用不可）にて受電し、既設管理棟特高変電所へ特高供給の切替を行う」とありますが、将来のメンテナンス性等を考慮し、東京電力殿から直接新2号炉の特高受電盤に引込む事を提案することは可能でしょうか。その際、貴市所掌の工事負担金が増加すると推察しますが、既設屋外開閉所から新2号炉の特高受電盤までの本事業での埋設配管施工費は削減できると推察します。	提案は認められません。要求水準書のとおりとします。
2-104	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	電気設備 共通事項	既設屋外開閉所、既設管理棟及び既設リサイクルプラザ周辺の埋設配管ルート（特高、予備管含む）、本数・管径（特高、予備管含む）等が分かる資料をご提示願います。	要求水準書添付資料33として追加します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-105	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	(6) バスダクト	「高圧変圧器二次側低圧幹線は、原則としてバスダクト方式」とありますが、二次側低圧主幹盤を変圧器盤と併設し、盤内をブスバーにて接続してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-106	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	(11)	「1号炉と新2号炉それぞれの負担負荷で、それぞれの発電機による自立運転に移行」とありますが、1号の自立運転に関しては本事業範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、系統連系に伴い1号炉の発電機起動盤等の改造が必要な場合は本事業範囲に含まれます。
2-107	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	(17)	「既設の改造に伴う工事と費用（電源切り替え停電時の非発運転や開閉所の遠方操作等の電力監視盤の改造を含む）」とありますが、電源切り替え停電時に既設の非発を運転するための燃料代を見込むと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-108	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	(17)	「既設の改造に伴う工事と費用（電源切り替え停電時の非発運転や開閉所の遠方操作等の電力監視盤の改造を含む）」とありますが、既設の電力監視盤から開閉所の遠方操作を実施できるよう改造を行い、更に新2号炉側でも開閉所の遠方操作を実施できるようにすることと解釈してよろしいでしょうか。	新2号炉側からの操作のみとしてください。
2-109	84	第2編 第4章	4.1	4.1.1	共通事項	「(17) 今回の新設に伴い既設を含め…また、新設の蒸気タービン発電機は新たにFIT 認定を受けるため、…」との記載がありますが、FIT認定の申請のために、ごみ区分ごとに性状分析を実施することが必要と思料しますが、第3編 運営・維持管理業務 第3章 運転管理業務 3.3 搬入物の性状分析等 (1)に記載されている「可燃ごみ、し尿汚泥及びし渣」について分析すればよいと解釈してよろしいでしょうか。	搬入物の性状分析は、「可燃ごみ、し尿汚泥及びし渣、リサイクルプラザ破碎残渣」とします。なお、性状分析は、三成分、単位体積重量、種類組成、元素組成、低位発熱量を調査してください。また、リサイクルプラザ破碎残渣については、年6回程度重金属類の分析を行ってください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-110	88	第2編 第4章	4.1	4.1.4	(6) エ (ア) プラント動力用 変圧器 (イ) プラント共通動 力用変圧器	変圧器の分散は電力の効率上損失に繋がるので、プラント動力用変圧器とプラント共通動力用変圧器を1台に纏める等を提案してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-111	89	第2編 第4章	4.1	4.1.5	(2) エ (オ) 非常用切替器	「非常用切替器（常用-発電）」とありますが、照明主幹盤に切替器を設けず、常用と非常用（保安用）の電源を各々別の主幹盤から供給する提案は可と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、非常用発電機からの供給負荷が制限できる回路としてください。
2-112	92	第2編 第4章	4.1	4.1.7	(1)非常用発電機	「災害時の商用電源停電時は、施設全体を次の手順により稼働させる計画とする。非常用発電機稼働⇒新2号炉立上⇒蒸気タービン発電機稼働⇒既設1号炉立上⇒1号炉蒸気タービン発電機稼働⇒非常用発電機停止⇒施設全体への電源供給」とありますが、新2号炉の立上完了後、蒸気タービン発電機が稼働した後は、自立運転・電力供給が可能であり、1号炉蒸気タービン発電機の稼働まで非常用発電機を稼働させる必要はないと解釈します。そのため、本項目を削除していただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。新2号炉の自立運転、電力供給開始後に1号炉の立上げ及び安定稼働が確立するまでの間は、必要に応じて補助的に非常用発電機の運転を継続するものとします。なお、燃料及び機器容量は、1号炉の立上げ及び安定稼働が確立するまでの間に必要な容量を確保してください。
2-113	92	第2編 第4章	4.1	4.1.7	(1)非常用発電機	「災害時の商用電源停電時は、施設全体を次の手順により稼働させる計画とする。非常用発電機稼働⇒新2号炉立上⇒蒸気タービン発電機稼働⇒既設1号炉立上⇒1号炉蒸気タービン発電機稼働⇒非常用発電機停止⇒施設全体への電源供給」とありますが、非常用発電機の容量及び燃料タンクの容量を算定するにあたり、既設1号炉の立上から1号炉蒸気タービン発電機稼働までに必要な電力量、時間をご教示願います。	平成28年11月のオーバーホール後の立上げでは、バーナー着火から1号炉T/G並列まで約21時間、最大960kWとなっています。
2-114	92	第2編 第4章	4.1	4.1.7	(1)非常用発電機	「設備容量は、プラントが安全に停止するための機器、ごみの受入れに必要な設備及び保安設備等に必要容量以上、かつ、全停止から自立運転に至るまでに必要容量以上とする。」とありますが、対象となるプラントとは新2号炉との解釈でよろしいでしょうか。	安全に停止するための機器についてはお見込みのとおりですが、災害時については要求水準書に記載のとおり1号炉の立上に使用するため、1号炉蒸気タービン発電機起動までの容量も含むものとします。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-115	96	第2編 第4章	4.2	4.2.1	(4)	「運営管理に必要な統計資料を作成」とありますが、必要な統計資料とはどのようなものかご教示願います。	年報、月報、日報等の資料を示します。
2-116	98	第2編 第4章	4.2	4.2.3	(3) ITV装置 表2-18 カメラ設置場所リスト	「A:計量機 5台、P:構内道路 5台、Q:敷地境界 6台」とありますが、具体的な設置位置についてご教示願います。	実施設計時の協議によるものとします。
2-117	98	第2編 第4章	4.2	4.2.3	(3) ITV装置 表2-18 カメラ設置場所リスト	「A:計量機 5台、P:構内道路 5台、Q:敷地境界 6台」とありますが、想定されている用途についてご教示願います。	実施設計時の協議によるものとします。
2-118	99	第2編 第4章	4.2	4.2.3	(3) ITV装置 イ モニタ設置場所 表2-19 モニタ設置場所リスト	「既設管理棟 42インチワイド以上」とありますが、既設モニタを更新し、既設1号炉の映像に加えて本工事分を追加するとの解釈でよろしいでしょうか。	既設モニターの更新ではなく新設とし、新2号炉関係の監視対象を表示してください。
2-119	100	第2編 第4章	4.2	4.2.6	(4) 付属品	「付属品 除湿器」とありますが、雑用空気圧縮機の除湿器は内臓型を提案してもよいと解釈してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
2-120	102	第2編 第5章	5.1	5.1.1	(1) 工事範囲 イ	「1号炉、2号炉間渡り廊下整備」の用途は、見学者の利用、運転員及び職員利用、のどちらを想定したものなのかご教示願います。	見学者用には想定していません
2-121	102	第2編 第5章	5.1	5.1.1	(2) 工事に係る環境保 全対策 エ	「1号炉の搬入、焼却残渣」の車両通行は、どの程度（時、日、週、月）の通行になるかご教示願います。	1号炉への搬入は、要求水準書添付資料10より想定してください。焼却残渣の搬出は年度毎の委託により異なりますが、毎日午前8時30分～午後5時00分で2～4回程度、午前0時00分～午前5時00分の2回程度を想定してください。なお、参考として、平成29年3月の焼却残灰搬出予定表を要求水準書添付資料34として追加します。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-122	103	第2編 第5章	5.2	5.2.1	(13)緑化規定 添付資料4	添付資料4に「敷地面積：15,058m ² 」と記載があり、横須賀水道部分は緑化提案可能範囲外となっています。理由をご教示願います。（横須賀水道が緑化提案不可であれば、緑化対象敷地面積は横須賀水道を除いた面積と考えられます。）	横須賀水道との借地条件のなかで緑化ができないこととなっています。（水道管緊急補修対応の観点から）
2-123	106	第2編 第5章	5.2	5.2.3	(10)	「作業員が使用する居室は、工場棟内に設置する」とありますが、維持管理に従事する作業員が使用する現場事務所を、工場棟外の貴事業所内に常用設置してもよろしいでしょうか。（例：びんストックヤード上部等）	提案を可とします。
2-124	108	第2編 第5章	5.2	5.2.3	表2-20 各施設の建築物に係る 諸元（エネルギー回収 型廃棄物処理施設） （参考）	「災害備蓄倉庫 市所有フォークリフト置き場と兼用する」とありますが、該当する貴市所有のフォークリフトのサイズ、台数をご教示願います。	ショベルローダー：4.5m×1.5m×2.2m(H)、1台 フォークリフト：3.5m×1.2m×2.0m(H)、1台
2-125	108	第2編 第5章	5.2	5.2.3	表2-20 各施設の建築物に係る 諸元	『添付資料23 北部環境事業所 びん選別ストックヤード（参考）』には「びん容器置き場の平面積350m ² 」の記載がありますが、350m ² には作業スペース、停車スペースを含むと解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-9の回答を参照してください。
2-126	108	第2編 第5章	5.2	5.2.3	表2-20 各施設の建築物に係る 諸元	当該施設におけるびんの受入・搬出等の業務（荷下ろし、選別、保管、搬出、資源化等）は、貴市にて実施されると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-127	111	第2編 第5章	5.2	5.2.7	表2-21 建築仕上げ表 (工場棟)	「その他項目」欄に記載されている備品等の数量について、ご指定があるものをご教示願います。ご指定がない物の数量に関しては事業者提案で可と推察いたしますが宜しいでしょうか。	原則として、面積指定のある室については、それに見合った数量としてください。詳細は実施設計時の協議によるものとします。
2-128	111	第2編 第5章	5.2	5.2.7	表2-21 建築仕上げ表 (工場棟)	No. 8炉室の床及び巾木に関し、炉室を地上階に設置する場合は「水密コンクリート金コテ押さえ」ではなく「コンクリート金コテ押さえ」としてよいと解釈してよろしいでしょうか。	GLレベルより上の床高さの場合、コンクリート金コテ押えとします。
2-129	111	第2編 第5章	5.2	5.2.7	表2-21 建築仕上げ表 (工場棟)	No. 16建築設備機械室の壁・天井に関し、換気ファン等の騒音機器を収納しない場合は、No. 10機械諸室（地上階）としてよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-130	111	第2編 第5章	5.2	5.2.7	表2-21 建築仕上げ表 (工場棟)	No. 17受変電室 壁仕上げ 「防塵塗装」は誤りと思われま。No. 19電気室の「材表し」としてよろしいでしょうか。	仕切り壁でALC板等の粉じんの恐れがあるもの場合は、防塵塗装とします。なお、電気室、配電盤室も同様とします。
2-131	113	第2編 第5章	5.2	5.2.7	表2-21 建築仕上げ表 (工場棟)	「No. 5 上記待機室のその他項目にスポットクーラー」とありますが、添付資料23 A4版 ●職員詰め所には「エアコン」とございます。「スポットクーラー」か「エアコン」かいずれかの設置でよいと解釈してよろしいでしょうか。	エアコンの設置としてください。
2-132	113	第2編 第5章	5.2	5.2.8	工場棟の主な専用室の概要	専用室の追加、兼用、割愛に関しては、機能を損なわない範囲で事業者提案で可と解釈してよろしいでしょうか。	機能及び確保すべき環境等を損なわない範囲で提案を可とします。
2-133	114	第2編 第5章	5.2	5.2.8	(13)配電盤室 エ	「配電盤室」とありますが、p111 表2-21建築仕上げ表 (工場棟)に記載がございません。同表のNo. 19と同義と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-134	115	第2編 第5章	5.3	5.3.1	土木工事	要求水準書P.122の「、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくダイオキシン類の調査及び土壌汚染対策法に係る調査は終了し、汚染がないことが判明している。」により、掘削土砂処分については、一般残土として処分できるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。建設発生土として、適切な管理、関係法令等の遵守をしてください。
2-135	115	第2編 第5章	5.3	5.3.1	(1)山留、掘削	「山留は原則として撤去する。」に関し、要求水準書P.136「(2)土留め工事、地下水低下工法」にも記載のあります「SMW、連続壁等」の、引き抜き不可能な工法を採用することが合理的な場合は、残置可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-136	122	第2編 第6章	6.1	6.1.1	適用範囲	既設へのゴミ収集車の出入りについて、1時間当たりの台数及び集中時間帯等の情報をご教示願います。	No.2-121の回答を参照してください。なお、定期収集については、概ね午前中に集中します。
2-137	122	第2編 第6章	6.1	-	-	解体工事に関する情報として、既存施設の現在までのダイオキシン調査結果があればご提示願います。	本工事で調査してください。
2-138	122	第2編 第6章	6.1	6.1.3	-	炉室棟屋根部分に外部配管がありますが、密封養生検討のため、配管の範囲、種類、詳細が分かる資料をいただけないでしょうか。	要求水準書に示す以外の資料はありません。現地にて確認してください。なお、現地確認希望の場合は事務局まで連絡ください。
2-139	123	第2編 第6章	6.1	6.1.4	表2-23 解体対象建築物等	「塵芥壕棟地下1階床面積209.993m ² 」ありますが、『添付資料24 既存施設図面 A-02, D-3』には290.993m ² と記載されていますが、要求水準書を正とすればよろしいでしょうか。	290.993m ² としてください。
2-140	124	第2編 第6章	6.1	6.1.4	表2-23 解体対象建築物等	「塵芥壕棟地下1階床面積209.993m ² 」ありますが、『添付資料24 既存施設図面 A-02, D-3』には290.993m ² と記載されています。塵芥壕棟地下1階の一部が撤去されている場合は、現状の図面をご提示願います。	No.2-139の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-141	123	第2編 第6章	6.1	6.1.5	主要プラント設備	解体する主要プラント設備の記載がございますが、概略総重量または焼却炉等主要機器の重量をご教示願います。	要求水準書添付資料24より想定してください。
2-142	124	第2編 第6章	6.1	6.1.9	1)	解体工事時に行う「ごみ計量システムの改修（リサイクルプラザ藤沢計量機使用）」に関して、改修したごみ計量システムのソフトに対する不具合対応は、本施設が稼働する期間（2023年3月31日）までと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-143	124	第2編 第6章	6.1	6.1.9	1)	解体工事時に行う「ごみ計量システムの改修（リサイクルプラザ藤沢計量機使用）」に関して、本工事で改修した内容以外のごみ計量システムの維持管理は、本事業対象外との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-144	124	第2編 第6章	6.1	6.1.9	3) 他施設との切り離し工事	現地見学会で確認された、既存し尿処理乾式脱臭装置へ接続されている脱臭ダクトは、新2号炉工事範囲で切り離し、フランジ閉止としてよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-145	122	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	解体・建設工事にて、指定仮設がありましたらご教示願います。	指定はありませんが、関係法令を遵守してください。
2-146	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	要求水準書P.122で土壤汚染調査は完了済みですが、別途汚染土壌調査を行なう必要がある場合、調査必要項目等調査仕様をご教示願います。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくダイオキシン類の調査及び土壌汚染対策法に係る調査は必要ありません。
2-147	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	「家屋調査（事前、事後）」とございますが、調査対象範囲をご教示願います。	隣接する1号炉工場棟を対象とします。
2-148	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	業務用空調機、家庭用エアコンのフロンガス抜取数量及び対象となる機器台数、家庭用エアコン機器取り外し後の運搬先をご教示願います。	現地にて確認してください。なお、現地確認希望の場合は事務局まで連絡ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-149	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	各施設等に残置されている焼却灰（ダイオキシンレベル含む）や、廃棄物処理となる溜水、油、薬品等の数量をご教示願います。	停止時に概ね廃棄しています。残置物については、事業者所掌として廃棄してください。
2-150	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	既存2号炉灰ホッパー、灰処理経路に残灰等については、集積までを今回工事、処理は貴市と解釈してよろしいでしょうか。	停止時に概ね廃棄しています。残置物については、事業者所掌として廃棄してください。
2-151	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	既設樹木撤去数量をご教示願います。また、撤去不可の指定樹木がありましたらご教示願います。	現地にて確認してください。撤去不可の樹木はありません。なお、現地確認希望の場合は事務局まで連絡ください。
2-152	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	土間、基礎部解体について、ブレーカー作業での制限がありましたらご教示願います。	特定建設作業の騒音・振動規制値を遵守してください。
2-153	124	第2編 第6章	6.1	6.1.10	その他	薬品類は撤去完了済みとの解釈でよろしいでしょうか。仮に残置薬品類が確認された場合には、清掃まで貴市範囲としていただけないでしょうか。	No. 2-150の回答を参照してください。
2-154	126	第2編 第6章	6.3	-	表2-26 廃棄物の区分と処理・ 処分 4 燃え殻、ばいじん	燃えがら、ばいじん数量等について、各設備の開口部が溶接等で完全に閉鎖されていると推察されますが、設備内部、コンベア内部などの残置灰等の状態や数量等が不明です。内部状況が分かる資料、数量等ご提示願います。	No. 2-150の回答を参照してください。
2-155	126	第2編 第6章	6.4	-	汚染物の事前調査	貴市にて、過去にPCB機器、アスベスト、ダイオキシン等に関する事前分析等があればご教示願います。また、数量等ご教示願います。	電気室の既設トランス3台分については、微量PCBの含有は無しの分析結果が出ています。密閉型機器（コンデンサ2台、リアクトル3台）については、処分の際、事業者にて最終調査をした後、処分してください。その他の事前分析等はありません。
2-156	128	第2編 第6章	6.5	6.5.3	-	既存施設の地下階において、現地説明会で案内していただいた職員の方から「ポンプ停止で湧水が約5時間程で20～30cmほど溜まる」とお伺いしました。除染工事中にも湧水処理が必要と思われるのですが、対応についてお考えがありましたらご教示願います。	要求水準書のP128 6.5.3地下水の処理に記載のとおりです。必要に応じて除染水と湧水が混ざらないよう計画してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-157	129	第2編 第6章	6.5	6.5.5	ダクト類対策工事	負圧集じん機は作業時間帯のみ稼働させるものと解釈してよろしいでしょうか。	管理区域解除までは24時間連続稼働です。
2-158	136	第2編 第6章	6.5	6.5.12	(3)基礎杭の撤去	表2-40 2号炉の基礎杭数量「注：煙突基礎図については、既存資料がないため、本表からは除外している。」に関し、旧1号炉煙突（コンプレッサ室下部にある基礎）分の資料が要求水準書添付資料24にはありません。そのため旧1号炉煙突杭は、旧2号炉煙突基礎の杭と同等（φ600、L=15.1m、16本）と解釈してよろしいでしょうか。	旧1号炉煙突杭は、要求水準書添付資料24に示す旧2号炉煙突基礎の杭（φ600、L=15.1m、16本）より想定してください。
2-159	136	第2編 第6章	6.5	6.5.13	煙突解体	新2号炉で別途煙突を新設する場合、1号炉へ接続されている煙道ダクトは、新2号炉工事範囲で切り離し、フランジ閉止としてよいと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。連絡箇所末端でフランジ閉止としてください。
2-160	136	第2編 第6章	6.5	6.5.14	井戸の解体	井戸の解体に関し、ポンプ及び配管を撤去後、井戸掘削孔及びケーシングは再利用可能と解釈してよろしいでしょうか。	No. 2-13の回答を参照してください。
2-161	140	第3編 第1章	1.1	1.1.4	運営事業者の業務範囲	募集要項P4の通り、焼却灰・飛灰の取扱いについては、積込みまでで、計量は業務範囲外と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書添付資料25を参照ください。
2-162	139	第3編 第1章	1.1	1.1.5	市の業務範囲	(7)住民対応（市が行うべきもので、施設見学を含まない。）業務。とありますが、見学者対応についてもP158、9.3見学者対応に記載の通り、対応については貴市の範囲、専門的な説明については、運営事業者の範囲と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-163	140	第3編 第1章	1.2	1.2.2	運営事業者の業務範囲	し尿処理施設への接続条件（処理量・水質・フランジ・接続場所・レベル等）をご教示願います。	No. 2-22及びNo. 2-23の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-164	141	第3編 第1章	1.2	1.2.9	(5)	「搬入車量の展開検査は、毎日の半日2台程度を市にて実施する」とありますが、『P.148 3.4 搬入管理(4)』では、「不定期に実施(日2回程度)」とあります。想定されている展開検査の実施時期・回数について、ご提示願います。また、「・・・協力するものとする。」とありますが、運営事業者の協力内容をご教示願います(適正な体制を検討するため)。	展開検査は日2回(2台程度)を想定してください。検査は、自走式ごみ投入装置を用いて内容物の確認を行うものとし、人力による袋の破袋、内容物のチェックを市と協力して実施することを想定しています。
2-165	144	第3編 第1章	1.5	1.5.2	運営維持管理期間終了時の引渡しにおける予備品・消耗品	予備品・消耗品については、6箇月間使用できる量を補修とありますが、薬品・燃料など、貯留容量が半年に満たないものがある場合については、通常もそれ以上の量を貯留しないことから、引渡し後の運転に支障のない最大貯留量までの補充と解釈してよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。予備品・消耗品の定義は要求水準書P25「1.4.14 予備品・消耗品の納品」に準拠してください。
2-166	144	第3編 第2章	2.1	2.1	主任技術者	電気主任技術者及びボイラータービン主任技術者については、運営事業者で配置することとありますが、建設段階における主任技術者は、建設請負業者で設置すると解釈してよろしいでしょうか。また、市で選任する～補助し代行するとありますが、貴市でも主任技術者を設置されると解釈してよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、各主任技術者は市で選任します。運営事業者で配置する主任技術者は市で選任した主任技術者の実務担当とお考えください。
2-167	147	第3編 第3章	3.3	-	(1)	「可燃ごみ、し尿汚泥、し渣の性状について定期的に分析・管理」とありますが、し尿汚泥、し渣のサンプル採取はし尿処理施設側にて行われるものと解釈してよろしいでしょうか。	運営事業者にてサンプリングを実施してください。サンプリング箇所は、サンプル採取が可能な適切な箇所を想定してください。
2-168	147	第3編 第3章	3.3	-	(1)	「可燃ごみ、し尿汚泥、し渣の性状について定期的に分析・管理」とありますが、破碎残渣および混合ごみ(焼却炉に投入するごみ)の分析・管理も必要と考えればよろしいでしょうか。	No. 2-109の回答を参照してください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-169	148	第3編 第3章	3.4	-	搬入管理	現在の旧2号炉と新1号炉への搬入車両の誘導及び運用方法をご教授願います。たとえば、あらかじめ各搬入車両に投入施設に関する指示をしている、もしくは計量棟で投入施設に関する指示をしているなど。	現在は、市が車両マスタに業者区分毎に行き先ピットを登録しておき、搬入車は計量外ポストに電光掲示される行先指示を確認して搬入しています。搬入指導員についても予めスケジュールを確認しています。
2-170	148	第3編 第3章	3.4	-	(7)	「リサイクルプラザで受け付けた市民持ち込みの可燃ごみ」につきまして、『P.12 1.2.7 計量手続き、荷下ろし作業 イ』において、「北部環境事業所においても多量搬入車輛等の受付をする。」との記載があるため、今後予想される市民による搬入の増加に対応できる適切な受入体制を検討するために、現在の貴市における市民搬入ごみの、日・月・年平均搬入量及び繁忙期（年末年始、GW、お盆）の最大搬入量実績をご教示願います。	要求水準書添付資料10を参照してください。
2-171	148	第3編 第3章	3.7	-	災害発生時等の協力	「雷接近時、暴風時など電気事故のおそれ…自立運転に切り替える」とありますが、この間の売電収入減少は協議いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	提案売電量の算定及び確認方法等の詳細については、募集要項に基づき、実施設計時に協議を行います。
2-172	148	第3編 第3章	3.8	-	施設外の搬出	夜間1回の搬出を想定しとありますが、運営事業者は、積込みまでで、計量・運搬は業務範囲外と解釈してよろしいでしょうか。また、おおよその、搬出時刻をご教示願います。	No. 2-121の回答を参照してください。
2-173	150	第3編 第3章	3.15	3.15.1	(1) 対象項目	要監視基準と停止基準の対象項目として、『表3-3 要監視基準及び停止基準』が該当し、騒音・振動・悪臭については、要監視基準のみが該当し、停止基準には該当しないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-174	154	第3編 第5章	5.1	-	(1)	「生活環境影響評価書の評価内容等を踏まえ、…、環境保全基準を定める。」とありますが、生活環境影響評価書の排ガス量、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、煙突位置等についてご教示願います。	生活環境影響評価の諸条件については、提案をもとに設定します。
2-175	添付資料 18	-	-	-	特高受変電設備改修計画 (標準案)	既設VCTが撤去となっておりますが、既設、新設での電力量を把握するために、既設のVCTを撤去後、更新、新設にも東京電力所掌VCTと特高変圧器の間にVCTが必要であると考えます。	要求水準書添付資料18に示すVCTは東京電力所掌のものを指しています。撤去後は各電力量を把握するためのVCTを事業者所掌にて設置してください。
2-176	添付資料 18	-	-	-	特高受変電設備改修計画 (標準案)	特高配線ルートを施工するにあたり、湘南台320号線を交差します。 湘南台320号線の埋設物の資料をご提示願います。	提示できる資料はありません。
2-177	添付資料 24	-	-	-	D-7 矩計図	集じん機棟の外壁「ガルバリウム鋼板断熱壁パネルt=35」の断熱材の規格をご教示願います（例：メーカー品名、不燃材等）。	現地にて確認してください。なお、現地確認希望の場合は事務局まで連絡ください。

3 事業者選定基準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
3-1	6	第3章	2	(2)	表3-2 審査基準及び得点化方法	得点化方法について、定量的な要素も考慮して、定性的に5段階で評価されるとの解釈でよろしいでしょうか。	審査基準については、各項目の定量的要素を加味したうえで、総合的に評価します。
3-2	8	第4章	-	-	表4-1 非価格審査において審議する点 1 (2) オ ①設備の強靱化	審査の視点で、「災害廃棄物及び他施設故障時に搬入された不燃ごみの貯留と搬出について、設計面及び運営面からの計画性と妥当性を期待する」とありますが、必要な貯留容量をご教示願います。	必要な貯留容量の指定はありません。災害廃棄物及び他施設故障時に不燃ごみを搬入する可能性があることを考慮し、それらを出来る限り可燃ごみと混在しないように提案してください。
3-3	8	第4章	-	-	表4-1 非価格審査において審議する点 2 (4) ア ①地域経済及び地域社会への配慮	「本事業の実施に関して地元企業の活用と地元雇用に最大限配慮した計画となっていることを期待する。」とありますが、地元企業の活用について、発注額ではなく、地元企業が構成企業に参画することや、活用計画等を総合的に評価されるとの解釈でよろしいでしょうか。	発注額及び活用計画等を総合的に評価します。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
4-1	第6号	6	-	-	-	構成員及び協力企業について必要な書類	「納税証明書」の「直近1ヵ年分」とはいつを指すのでしょうか。もし「直近」が前事業年度（平成28年度）を指す場合、参加資格審査申請書類提出日（5月16日）時点では当該書類の発行が間に合わないため（通常7月末頃）、平成27年度の納税証明書の提出で足りるものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 発行可能な直近1ヶ年分としてください。
4-2	第6号	6	-	-	-	構成員及び協力企業について必要な書類	本社から支店等へ委任している場合は、委任先の支店等の未納証明書のみでよろしいでしょうか。	納税証明書については、以下のとおりとしてください。 ・法人税、消費税及び地方消費税 ・法人市民税（本店所在地のもの。ただし、藤沢市の法人市民税の納税義務を持つ事業者もしくは事業所がある場合は、藤沢市の納税証明書の写しの提出を優先として下さい。）
4-3	第6号	6	-	-	-	構成員及び協力企業について必要な書類	「納税証明書」との記載がありますが、未納証明書（その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額がない証明用）を提出すればよろしいでしょうか。	No. 4-2の回答を参照ください。
4-4	第6号	6	-	-	-	構成員及び協力企業について必要な書類	「会社概要」については、会社のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-5	第9号-6	-	-	-	-	運転管理業務実績	「※ 当該施設の運転管理を業務として受託している場合は、当該業務を受託していることが確認できる書類(契約書の写し等)、…」との記載がありますが、契約書の鑑の写しについては、発注者との守秘義務に係る部分は黒塗りにして提出してもよろしいでしょうか。	守秘義務に関わる部分は黒塗りでも可としますが、実績確認に必要とする部分は確認できるようにしてください。
4-6	第9号-6	-	-	-	-	運転管理業務実績	「※ 当該施設の運転管理を業務として…施設の概要がわかる書類を添付して下さい。」との記載がありますが、「施設の概要がわかる書類」については、施設のパンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
4-7	第13号-1	-	-	-	-	-	設計数値表の「仕様（提案内容）」には、事業者提案の事項ならびに、ご指示の仕様からの代替提案のみを記載するとの解釈でよろしいでしょうか。	欄外に記載の留意事項及び記入方法に従って、記入してください。なお、代替提案については、要求水準書P1の第1章の記載を遵守してください。
4-8	第15号						本様式の余白、改ページ箇所等の書式設定については、見易さを損なわない範囲で微調整可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-9	第15号-3-1	-	-	-	-	-	本様式は『別紙2 操炉計画』の運転日数に応じて、『別紙1 電力収支 4.電力量（自動計算）』が入力されるため、運転日の選択によりごみ質が変わるため、年間の処理ごみ質が一定となりません。そのため、事業者により前提条件が異なり、評価点数に差が生じる可能性があります。そのため、本様式について、『別紙1 電力収支 4.電力量（自動計算）』の運転日数は、『図ごみ質出現確率』の年間搬入量に焼却炉運転日数300日/年をかけて365日/年で除したものとして、貴市にて運転日数の設定を統一していただけないでしょうか。	新2号炉停止期間は、本様式の条件統一として、7月1日～8月9日の40日間と12月1日～25日の25日間を停止するものとしてください。なお、停止期間の最終設定は、実施設計時の協議により市と協議のうえ、設定するものとします。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
4-10	第15号-3-1 (別紙1)	-	-	-	-	-	<p>本評価方式は、事業費算出用ごみ処理量(45,000t/年)を用いていることと、月ごとのごみ低位発熱量(13,300kJ/kgを1ヶ月連続で処理)が設定されていることから、蒸気タービンバイパス運転がなくなるような蒸気タービン設計点(例:高質ごみ相当)とすることで評価点をより多く獲得できるものとなります。</p> <p>ただし、上記の通り蒸気タービンを設計した場合では、『要求水準書P.12 表2-1 計画処理量(40,320t/年)』と『添付資料12 北部環境事業所1号炉 低位発熱量(DCS演算値)』を踏まえ、設計蒸気タービン入口蒸気量に対する実運転における蒸気タービン入口蒸気量の割合が小さくなり、蒸気タービン効率が低下し、売電収益が少なくなります。また、『運営・維持管理業務委託契約書(案) P.25 (5) 提案余剰電力量未達成の確認』においても、施設運営と提案数値に差が生じるため、売電収入による貴市の予算組や事業者リスクの増加といった観点から、双方にメリットのない評価方式であると考えます。</p> <p>以上より、発電効率と発電量の評価は、事業費算出用ごみ処理量(45,000t/年)、基準ごみ質にて評価するものとしていただけないでしょうか。なお、提出致します用役収支との整合が取れるようにします。</p>	<p>様式第15号3-1は、記載内容自由のページ指定を1ページ以内から2ページ以内に変更します。また、記載内容自由には、以下の内容を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙2の条件下(変動ごみ)による発電効率、余剰電力量を示す表 ・基準ごみとした条件下による発電効率、余剰電力量を示す表 ・発電効率(設計ポイント)の設定根拠 <p>なお、上記に伴い、様式集第15号-3-1及び別紙1,2を修正・追加、別紙3,4を追加した様式を改訂版として、公表します。</p>
4-11	第15号-3-1 (別紙1)	-	-	-	-	-	<p>使用電力量、余剰電力量、購入電力量の記載を求められていますが、これらには、1号炉・リサイクル施設・北部環境事務所などの消費電力は含まないものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4-12	様式第15号-3-1 (別紙1)	電力収支及び発電量	2. 発電電力	稼働炉数		誤記の確認	<p>「3炉」とありますが、「1炉」と解釈してよろしいでしょうか。またその場合、事業者にて修正が可能と解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>No. 4-10の回答を参照してください。</p>

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
4-13	様式 第15号- 3-1 (別紙 1)	電力収支 及び発電 量	4. 電力 量 (自動 計算)	運転日数 (日/年)		誤記の確認	「(自動計算)」とございますが、R40からR46のセルに記載されている数値により、正規な数値に自動計算がされないと推察致します。 (13, 23, . . . は11, 21, . . . が正と推察致します。) 事業者にて修正が可能と解釈してよろしいでしょうか。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-14	第15号- 3-1 (別紙2)	-	-	-	-	-	『別紙2 操炉計画』に記載のごみ量は1号炉、石名坂工場の運転状況が加味されていないと考えられ、2号炉停止時に適正なメンテナンス期間の確保が困難となります。 そのため、ごみ搬入量のご提示がありますが、適正なメンテナンス期間とごみ処理を実現する運転日数をご提示するものとしてもよろしいでしょうか。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-15	第15号- 3-1 (別紙2)	-	-	-	-	-	注1に「1号炉の欄の記載例をもとに…」とありますが、1号炉の欄が見当たりませんので、ご提示願います。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-16	様式 第15号- 3-1 (別紙 2)	操炉計画	搬入ごみ 量				搬入ごみ量の数値が記載されておりますが、要求水準書のピット容量及び年300日運転のご指定を考慮し、ピット貯留量を検討しますと実情からかけ離れたごみ搬入時期、量であると推察致します。 添付資料11 点検・修繕日程 の既設1号炉と同様に年2回の点検・修繕日程を事業者にて設定した内容で本様式を作成し、ごみ搬入量は貴市にて調整いただけると解釈してよろしいでしょうか。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-17	様式 第15号- 3-1 (別紙 2)	操炉計画	注1:				「1号炉の欄の記載例をもとに、. . . 」とありますが、本表に記載がないため、ご提示願います。	No. 4-10の回答を参照してください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回答
4-18	様式第15号-3-1 (別紙2)	操炉計画	注3:			誤記の確認	「各炉の運転日数・・・」と記載がありますが、本事業は1炉のため、「運転日数・・・」となると解釈してよろしいでしょうか。またその場合、事業者にて修正が可能と解釈してよろしいでしょうか。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-19	様式第15号-3-1 (別紙2)	操炉計画	注4:			誤記の確認	「各炉の運転日数・・・」と記載がありますが、本事業は1炉のため、「運転日数・・・」となると解釈してよろしいでしょうか。またその場合、事業者にて修正が可能と解釈してよろしいでしょうか。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-20	様式第15号-3-1 (別紙2)	操炉計画	注4:			誤記の確認	「3炉」とありますが、「1炉」と解釈してよろしいでしょうか。またその場合、事業者にて修正が可能と解釈してよろしいでしょうか。	No. 4-10の回答を参照してください。
4-21	第16号						本様式の余白、改ページ箇所等の書式設定については、見易さを損なわない範囲で微調整可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-22	第16号-1	1	-	-	-	組織体制・人員配置計画	記載要領として、「(A4版・縦 1ページ)」と「(本様式 A4版・縦 2ページ)」の2つの記載があります。「(A4版・縦 1ページ)」は誤記であり、「(本様式 A4版・縦 2ページ)」が正であると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 「(本様式 A4版・縦 2ページ)」を正とします。
4-23	第16号1-1 p46	事業計画に関する提案書	組織体制	組織体制・人員配置計画	-	指定枚数の確認	「・・・具体的かつ簡潔に記載すること。(A4版・縦 1ページ)」及び「①記載内容自由(本様式 A4版・縦 2ページ)」とありますが、本様式の指定枚数の合計はA4版・縦 3ページと解釈してよろしいでしょうか。	No. 4-23の回答を参照ください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
4-24	第16号-4-1 (別紙1)	-	-	-	-	-	地元貢献額に計上する地元企業について、「※2 地元企業とは、本市内に本店・・・を有する企業をいう。」とありますが、『要求水準書P.10 カ 地元雇用や地元企業の活用』、『要求水準書 P.143 1.2.13 地元雇用や地元企業の活用』にも記載の通り、地元企業への工事発注は「市内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）を有する企業」、地域の企業活用、資材調達は「市内に本店を有する企業」と解釈してよろしいでしょうか。	「市内に本店または本社を有する企業」とします。
4-25	第16号-4-1 (別紙1)	-	-	-	-	-	地元貢献額に計上する額について、商社行為（製造・施工・設計・管理等を行わない行為）を行う地元企業が地元外企業へ発注する場合、地元貢献額とは認めないと解釈してよろしいでしょうか。	一次下請又は二次下請として地元企業へ発注していれば、その地元企業が地元外企業へ発注する場合も地元貢献として認めます。
4-26	第16号-4-1 (別紙1)	-	-	-	-	-	地元貢献額に計上する地元企業とは、「かながわ電子入札共同システムにおいて、平成29、30年度競争入札参加資格認定を藤沢市長から受けている企業」と解釈してよろしいでしょうか。	市内に本店または本社（建設業法に規定する主たる営業所を含む。）を有していれば認定を受けている必要はありません。ただし、実態が確認できない場合は、書類上の確認が取れても地元企業として認めない場合があります。
4-27	第18号						本様式の余白、改ページ箇所等の書式設定については、見易さを損なわない範囲で微調整可能と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
5-1	1	3	3	4	運営事業者の設立	<p>運営事業者の設立当初の資本金額と、運営・維持管理業務の開始時から事業期間の終了時までにおける運営事業者の資本金額について、2段階の設定が可能と読み取れますが、これに関し留意する点がございましたらご教示願います。</p>	<p>設立当初と運営・維持管理期間の資本金額及び株主構成が同じであることが望ましいのですが、契約締結まで時間がないことから、設立当初と運営・維持管理期間でこれらが異なることも可としています。運営・維持管理開始までに、確実に誓約どおりの資本金額及び株主構成となるようにしてください。</p>

6 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
6-1				前文	5段落目	「なお、①この基本契約は、と同日付で締結される」とございますが、何と同日付で締結されるのかご教示願います。	「①この基本契約は、と同日付で締結される」は「①この基本契約は、同日付で締結される」の間違いです。本契約締結の際に訂正いたします。
6-2	1	4	2	-	募集要項等の優先順位	「発注者が本事業の募集要項に基づき提出した提案書に記載された内容は、…」との記載がありますが、提案書の提出者は受注者であると思料されるため、下線部は「受注者」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本契約締結の際に受注者に訂正します。
6-3	5	19	2・3		特定事業契約を締結しない場合及びその場合の違約金、損害賠償金	本条項は、基本協定書第6条を確認的に定めたものであり、基本協定書第6条とは別に提案金額と消費税分の20%相当額の違約金支払義務、それを超過した損害の賠償義務が生じるものではないとありますが、これは二重に適用されるものではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定と基本契約で二重に適用するものではありません。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
7-1	2	1	5	—	総則	「受注者は、当該指示に従い設計を行わなければならない。」と記載されていますが、これは、発注者と受注者の協議の上で当該指示を設計に反映させると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7-2	2	1	7	—	総則	本項の具体的な規定は第58条であると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7-3	3	4	2	—	契約の保証	「保証金額又は保険金額(第4項においてこれらを「保証の額」という。)は、請負代金の額(以下「請負代金額」という。)の10分の3以上」と記載されていますが、一般にごみ焼却施設のDBO事業において多く採用されている「保証金額又は保険金額(第4項においてこれらを「保証の額」という。)は、請負代金の額(以下「請負代金額」という。)の10分の1以上」と下線部の変更を検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
7-4	4	6の2	2	2・3	著作権の譲渡等	実施設計図書及び工事目的物などには受注者の営業上の秘密が含まれる場合がございます。そのため、運営維持管理業務委託契約第9条4項ただし書きと同様に、2項柱書き末尾に「ただし、第2号又は第3号の場合において、開示されるものに受注者の営業上の秘密が含まれるときは、発注者は、受注者の事前の書面による承諾を得るものとする。」と追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
7-5	7	12	5	3	事前調査	「…、当該瑕疵が要求水準書等で規定されてい、又は…」とありますが、「…、当該瑕疵が要求水準書等で規定されていない、又は…」の誤記であると解釈してよろしいでしょうか。	「…、当該瑕疵が要求水準書等で規定されていなかった、又は…」に本契約締結の際に訂正いたします。
7-6	7	12	5	3	事前調査	『添付資料14 既存施設図面』以外の地中障害物が発見された場合は、記載の通り、協議いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	協議は行います。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
7-7	7	12の5	3	—	事前調査	「発注者がこの契約に従って工事等を遂行することを妨げる瑕疵」と記載されていますが「受注者がこの契約に従って工事等を遂行することを妨げる瑕疵」と理解してよろしいでしょうか。また、「当該瑕疵が要求水準書等で規定されてい、」と記載されていますが「当該瑕疵が要求水準書等で規定されていた事実と異なっていた場合」と解釈してよろしいでしょうか。その場合、文言の修正および加筆をお願いいたします。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、No. 5の回答を参照ください。
7-8	16	31の2	3	—	法令の変更	法令変更により、設計図書の変更が必要となり、当該変更によつて請負代金額の増額が必要となった場合も同様に、発注者及び受注者は、協議により設計図書について必要な変更を行い、請負代金額を増額すると解釈してよろしいでしょうか。	協議は行います。詳細は協議の上決定します。
7-9	19	34	3	—	請負代金の支払い	「前条第2項」と記載されていますが、これは第33条の2第2項ではなく、第33条第2項を指していると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「前条第2項」は「第33条第2項」が正です。本契約締結の際に訂正いたします。
7-10	24	46	2	—	瑕疵担保	「第33条第6項又は第7項(第40条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し」と記載されていますが、第33条第6項では特に引渡しについて記載されていないように思えます、今一度確認していただけないでしょうか。	「第33条第6項又は第7項」は「第33条第7項又は第8項」が正です。本契約締結の際に訂正いたします。
7-11	24	46	6	—	瑕疵担保	「設計目的物に瑕疵があることが判明したとき」と記載されていますが、これは「実施設計図書に瑕疵があることが判明したとき」と解釈してよろしいでしょうか。	「設計目的物」は「工事目的物」の誤りです。本契約締結の際に訂正いたします。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
7-12	25	48	2	—	公共工事履行保証証券による保証の請求	「請負代金に係る金銭債権(前払金, 部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)」とは第48条第2項の号として記載される文言だと思いますが、今一度確認していただけないでしょうか。	お見込みのとおりです。
7-13	27	50の2	1	—	不可抗力又は法令変更による解除	「本建設工事請負契約の全部又は一部を解除することができる。」と記載されていますが、第50条の2第1項1号・3号は発注者のみの裁量で決定される内容となっているため、「 <u>発注者と受注者の協議の上</u> 、本建設工事請負契約の全部又は一部を解除することができる。」と下線部を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
7-14	30	58	3	—	秘密保持	第58条第3項5号として「受注者につき守秘義務契約を締結した受注者の下請け業者に開示する場合」と追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8-1	2	4	—	—	契約保証金	「受託者は、委託者第6条…」との記載がありますが、下線部は「この契約」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本契約締結の際に訂正いたします。
8-2	3	5	11	—	業務遂行	「受託者によつて購入又は調達された当該備品等の所有権は、委託者に帰属するものとする。」と記載されていますが、備品等の受託者から委託者への寄付・贈与することになるという観点から「受託者によつて購入又は調達された当該備品等の所有権は、受託者に帰属するものとする。」と下線部を修正していただけないでしょうか。	「なお、備品等の購入又は調達に要する一切の費用は、別段の合意がない限り、運営・維持管理業務委託料に含まれているものとし、」とあるように、備品購入代金も委託料に含まれていますので、原案のとおりとします。
8-3	3	5	13	—	業務遂行	「別段の合意」とは、募集要項別紙3-2(2)に記載されている内容と解釈してよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。
8-4	3	5	7	—	業務遂行	「受託者は、委託者が締結する住民協定等を十分理解してこれを遵守する」と記載されていますが、住民協定等の内容を把握した上で質問の機会をいただけないでしょうか。住民協定等の開示は、第二回募集要項等に関する質問受付日までに開示していただけないでしょうか。	現在は、特にありません。将来、住民と協定等を結ぶことになった場合に、ご協力をお願いします。
8-5	5	12	2	—	本業務の範囲	前項に掲げる業務以外にも、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営し、かつ維持管理するために必要な措置を受託者が行い、それにより委託料が増額した場合は、委託者及び受託者は、協議により委託料を増額できると解釈してよろしいでしょうか。	業務範囲の詳細は要求水準書に定めるとおりです。本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営するために必須の業務は、全て含んだ委託料を提案してください。
8-6	7	16	1	—	運転計画及び運転管理マニュアル	「受託者は、この契約、…受託者は、年間運転計画については、対象年度の前年の6月末日までに、月間運転計画については、対象月の前月の20日までに、それぞれ作成しなければならず、…」との記載がありますが、この「年間運転計画」を前年6月末日までに提出する場合、ごみ搬入量等の必要なデータの実績を十分に反映できません。当該作成期限を6月末日とされている理由をご教示願います。	翌年度の予算措置に必要であるため、6月末としています。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
8-7	7	17	—	—	業務報告書	「受託者は、要求水準書等に定めるとおり、…委託者委託者の要請に応じて…」との記載がありますが、下線部は誤記であると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本契約締結の際に訂正いたします。
8-8	7	17	1	—	業務報告書	「委託者委託者の要請に応じて」と記載されていますが、「委託者の要請に応じて」と解釈してよろしいでしょうか。その場合、文言の修正をお願いいたします。	お見込みのとおりです。本契約締結の際に訂正いたします。
8-9	7	17	1	(2)	業務報告書	「月報：当該月の翌月5日まで」とありますが、提出期日を「当該月の翌月5営業日まで」として頂けないでしょうか（5月の大型連休や年末年始等、対応が困難な月があるため）。	原案のとおりとします。
8-10	8	19	1	—	車両・重機等	「受託者が用意した車両・重機等を委託者が使用する場合」と記載されていますが、この場合、建設工事請負契約第17条第8項・第10項同様に、取り扱われると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-11	8	22	1	—	施設見学者等への対応	「本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）…」との記載がありますが、行政視察への対応（申込受付、日程調整等）は貴市の業務範囲と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-12	8	22	1	—	施設見学者等への対応	「本施設の見学を希望する個人及び団体（行政視察を除く。）からの申込受付、日程調整は委託者が行う。」と記載されていますが、行政視察からの申込受付、日程調整も委託者が行うと解釈してよろしいでしょうか。	No. 8-11の回答を参照ください。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
8-13	8	23	3	—	市民等への対応	「受託者は、本施設に対して市民又は周辺住民等による電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。」との記載がありますが、受付・計量業務は貴市所掌であることから、ごみの受入基準やごみ処理手数料等に関する問い合わせがあった場合には、窓口である貴市へ取り次ぐものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-14	9	25	1	—	緊急時の組織体制の整備等	災害等の緊急時における二次災害について、現状で想定している二次災害ございましたら、ご教示願います。	想定しているものは特にありません。
8-15	10	28	2	—	本施設に係る計測	「受託者に追加計測を請求できるものとし、その詳細は、委託者が測定値に応じて決定するものとする。」と記載されていますが、「委託者及び受託者の協議の上、受託者に追加計測を請求できるものとし、その詳細は、委託者が測定値に応じて決定するものとする。」と下線部を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8-16	11	34	—	—	異常事態への対応	本施設に係る異常事態の原因究明や分析に係った費用については、責任のある当事者がその責任の範囲で負担すると解釈してよろしいでしょうか。	契約書にあるとおり、原因究明や分析に係った費用は受託者の負担です。
8-17	12	36	4	—	搬入管理	「処理不適物等の混入を原因として、…第33条第3項ただし書及び第45条の規定に従う。…」との記載がありますが、下線部は「第44条」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本契約締結の際に訂正いたします。
8-18	13	39	4	—	運営・維持管理業務委託料等の支払	「当該支払時において受託者の委託者に対する支払債務」と記載されていますが、これはこの契約に基づく支払時において受託者の委託者に対する支払債務と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
8-19	13	41	1	—	運営・維持管理業務委託料の減額又は支払停止等	「第 27 条に基づく委託者による…別紙1に定めるところに従って運営・維持管理業務委託料を減額又は支払停止することができるものとする。」との記載がありますが、別紙1には、委託料の支払停止に関する記載がないため、支払停止の措置はないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8-20	14	44	別紙4	—	不可抗力の場合の費用分担	第44条第1項に「不可抗力の発生に起因して受託者に損害・損失又は追加費用が発生した場合」と記載されているため、別紙4の「不可抗力により本事業に関して乙に発生した追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）」を「乙に発生した損害・損失又は追加費用（不可抗力と合理的な関連性のある追加費用であり、かつ、合理的な金額の範囲内のものを意味する。）」と下線部を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8-21	16	48	5	—	本事業終了時の明け渡し条件	「受託者は、本事業終了後24 か月の間に、本施設に関して受託者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。」と記載されていますが、一般的にごみ焼却施設のDBO事業において多く採用されている「受託者は、本事業終了後12 か月の間に、本施設に関して受託者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達が発生した場合には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う。」と下線部の変更を検討していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8-22	16	49	2	(4)	委託者の解除権	「第54条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。」との記載がありますが、下線部は「第55条第1項または第56条」と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本契約締結の際に訂正いたします。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回 答
8-23	16	49	2	4	委託者の解除権	「第54条第1項」と記載されていますが、「第55条第1項」が該当すると思えます、今一度確認していただけないでしょうか。	No. 8-22の回答を参照ください。
8-24	20	60	2	—	第三者への賠償	「委託者は、前項の定めるところに従って受託者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合」と記載されていますが「委託者は、前項の定めるところに従って受託者が賠償すべき損害について、委託者と受託者の協議の上、第三者に対して賠償した場合」と下線部を追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8-25	21	64	3	—	秘密保持	第64条第3項5号として「受託者につき守秘義務契約を締結した受託者の再委託者に開示する場合」と追記していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
8-26	23		別紙1	—	モニタリング実施要領等（第12条の3，第27条，第31条，第41条）	「※ 受託者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、上記フローによらず、委託料の減額を行う。」と記載されていますが、受託者の責めに帰すべき事由による減額はどのような減額方法になるかご教示願います。	別紙1の2（4）ウのとおりです。
8-27	31	別紙3	3	(1)	物価変動等の指標	「運営・維持管理業務委託料B／人件費」の指標として、「毎月勤労統計調査・・・全国平均」をご提示頂いておりますが、給与賃金には地域差が認められます。地域の実情にあった地元雇用計画とするために、「毎月勤労統計調査・・・神奈川県」の指標を採用いただけないでしょうか。	契約時に協議します。